

平成 30 年度第 2 回タウンミーティング
～ 質疑応答（概要）～

【質問・要望・意見 1】

介護保険の負担割合について

夫婦の場合は、2 人の収入合計で負担割合が決められていますが、2 人が介護の身になった場合も収入合計で割合が決められるのでしょうか。

高額介護の上限があり、自己負担の軽減が図られていますが、2 人が介護の状態になった場合はどうなるのでしょうか。

市長回答

負担割合は介護認定を受けている人数で変わることはありません。

高額介護サービスについては、一人または世帯の自己負担額が上限額を超えるかどうかで判断します。

ご夫婦 2 人とも介護サービスをご利用された場合には、2 人分を合計した自己負担額が上限額を超えた部分につきまして、それぞれが利用した割合に応じて案分し、それぞれの口座に入金いたします。なお、委任状をご提出いただきますと、一つの口座にまとめることも可能です。

【質問・要望・意見 2】

高齢者インフルエンザ予防接種について

市外で予防接種の場合は、医療機関が限定されているようですが、市外の介護施設に入所の場合、施設の担当医師に接種していただいた方が安心です。

介護保険等で十分お世話になっているので言いづらいのですが、後日手続きをすれば補助してもらえる制度にしていいただけると助かります。

市長回答

高齢者インフルエンザ予防接種は、65 歳以上の方、全員が対象となる予防接種です。10 月の接種開始に間に合うよう 9 月下旬にハガキを送付しております。

習志野市内の予防接種実施医療機関で接種する場合は、このハガキを持参し直接医療機関で接種することができます。事前に予約が必要な場合もありますので、電話で医療機関に確認してください。

県内医療機関においては、ハガキと習志野市独自の予診票を持参することで制度が活用できます。予診票は、市役所健康支援課かヘルスステーションでお渡ししています。

お尋ねの介護施設につきましては、施設の医師が県内医療機関に登録している医師であれば大丈夫です。県内医療機関に登録しているかを入所されている施設にご確認いただくか、医療機関名を健康支援課に問い合わせいただきましたら、活用できるかお調べいたします。

該当しない医療機関を活用して接種を希望の場合は、平成 29 年度より償還払い（立て替え払い）の制度を設けております。

平成 30 年度第 2 回タウンミーティング ～ 質疑応答（概要）～

手続きにつきましては、事前（接種前）に申請が必要です。特に県境の介護施設ですと、東京や埼玉の医療機関の場合がありますので、必ずどこの医療機関か確認をしてください。

【質問・要望・意見 3】

ケアマネジャーについて

ケアマネジャーは利用者の立場に立って総合的な支援をする役割を担っていただいている方で、利用者が自由に選ぶことが基本だと伺っています。

しかし、施設に入所すると施設のケアマネジャーが相談に乗ってくれますが、施設のケアマネジャーに相談しにくいこともあります。市のケアマネジャーにも相談できるような制度があるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

市長回答

ケアマネジャーは高齢者相談センターにありますが、指定管理者で事業者にお任せをしていますので、本市の職員でケアマネジャーはおりません。

市では、介護保険課や市内 5 か所にある高齢者相談センター（指定管理者によるケアマネジャーの配置あり）において、各種相談に応じています。

介護における虐待などについては、ケアマネジャーではありませんが介護相談員にも相談することができます。

一義的には、高齢者相談センターがよろしいかと思います。

【質問・要望・意見 4】

ハッピーバスについて

花咲地区にハッピーバスが通っていないのはないのでしょうか。

今後通る予定はあるのでしょうか。

市長回答

1 点目は、道路幅が確保されているところが極めて少ないということです。

横須賀などですと、狭い道を大きいバスが通っているところもありますが、それは当時許可されたバス路線で、バスの大きさなどのルールがなかったからです。

今のルールは非常に厳しくなっており、道路や交差点の広さなどがすべて厳格に決まっています。なぜかという、今はそれが運転する人の労働条件にもなるからです。

それに歩行者の安全面などを含めると、花咲地区に関しては、小型車も含む路線バスが通れるところが極めて限られています。

2 点目は、ハッピーバスは習志野市が補助金を出しています。ハッピーバスを走らせることによって、今まで走っていた民間のバスに乗らなくなってしまうということが考えられます。それは、民間の売り上げを取ってしまうということになります（民業圧迫）。

平成 30 年度第 2 回タウンミーティング
～ 質疑応答（概要）～

民間の事業を行政が税金で圧迫していいのかということが根底にあるのです。

現在作られている道が完成すれば、基準を満たしているので通れると思いますが、民間事業者は、乗ってくれる人がいないと赤字になってしまいます。その赤字がハッピーバスを運行させることによって加速することは絶対にあってはいけません。

市原市などでは現在、町会で独自にバスを運行しているところがあります。町会の人で会費を出し合って貸し切りバスを会員だけで乗るというイメージです。幕張の新しい地区では送迎機能付きのマンションがあると思いますが会費制です。

利用者が見込めないという問題、民間路線バスに乗車する人を奪ってしまうという問題がありますので、ハッピーバスを走らせるというのは大変難しい問題であります。

なお、習志野市はすべての住戸の半径 2 km以内に必ず鉄道駅があります。そういうところは、県内でほとんどありません。ここでは不便だとは感じていても、他と比べてしまうと非常に恵まれている環境なのです。